

第4期  
須坂市障がい福祉計画

計画期間  
平成27年度～平成29年度

長野県須坂市

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の位置づけ . . . . . 1
- 2 計画の主旨 . . . . . 1
- 3 計画の期間 . . . . . 1

## 第2章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 1 施設入所者の地域生活への移行 . . . . . 2
- 2 地域生活拠点等の整備 . . . . . 2
- 3 福祉施設から一般就労への移行 . . . . . 2

## 第3章 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み（活動指標）

- 1 訪問系サービス . . . . . 4
- 2 日中活動系サービス . . . . . 5
- 3 居住系サービス . . . . . 6
- 4 相談支援 . . . . . 6
- 5 障がい児支援 . . . . . 6

## 第4章 地域生活支援事業

- 1 地域生活支援事業の内容 . . . . . 8
- 2 実施に関する考え方と見込量及び見込量確保のための方策 . . . . . 9

## 資料編

- 須坂市の人口と手帳所有者 . . . . . 12
- 手帳所有者の年齢構成比 . . . . . 12
- 須坂市第4期障がい福祉計画策定のためのアンケート結果 . . . . . 12
- 各サービス支援費の支出額 . . . . . 15
- 須坂市障害福祉計画策定等懇話会設置要綱 . . . . . 16
- 平成26年度 須坂市障害福祉計画策定等懇話会委員名簿 . . . . . 17

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画の位置づけ

この障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第88条の規定に基づき、国が示す自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、須坂市が障害福祉サービスの提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する計画です。

第3期須坂市障害福祉計画が平成26年度末をもって終了することから、これまで実施してきた施策の成果や課題を踏まえて、平成27年度から始まる「第4期須坂市障がい福祉計画」を策定することとしました。

## 2 計画の主旨

須坂市では、平成22年にリハビリテーションとノーマライゼーションの理念を市民に定着させ、「障がいが高くても地域で当たり前の生活ができる社会を創る」こと、「みんなで助け合い地域で元気に暮らせる社会をめざして」を基本目標に、第四次須坂市障がい者等長期行動計画を策定し、健康福祉のまちの実現に努めています。

本計画は、第四次須坂市障がい者等長期行動計画を基本として、課題に対応したサービス体制の整備をするため、丁寧な相談支援を基本とし、単に数字の増減にとらわれず必要な人に必要なサービスが提供できるよう努めます。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
障害者計画	第四次須坂市障がい者等長期行動計画（前期）					（後期）	
障害福祉計画	第2期	第3期			第4期		

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

## 第2章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

### 1 施設入所者の地域生活への移行

地域移行にあっては、毎年度2名の施設入所者の地域移行を目標としますが、入所支援が必要とする人に適切なサービスが提供できるよう、入所定員は平成26年度と同数としました。

基本となる数値

平成25年度末の支給決定者数	施設入所支援	54人
	宿泊型自立訓練	2人

#### （1）地域生活への移行者数

	27年度	28年度	29年度
施設入所支援	1人	1人	1人
宿泊型自立訓練	1人	1人	1人

#### （2）各年度末の施設入所者数

	27年度	28年度	29年度
施設入所支援	51人	51人	51人
宿泊型自立訓練	1人	1人	1人

### 2 地域生活拠点等の整備

須坂市においては、市単独で新たに地域生活拠点を整備するという方法ではなく、小布施町、高山村や須高地域自立支援協議会及び関係機関と連携をしながら、平成29年度までに須高地域で面的に整備することをめざします。

### 3 福祉施設から一般就労への移行

一般就労への移行者が、計画策定期間で平成24年度実績の2倍、就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末実績より2割増となることをめざします。

#### （1）福祉施設から一般就労への移行者数

基本となる数値

平成24年度末実績	4人
-----------	----

移行者数

	27年度	28年度	29年度
単年度実績	3人	3人	3人

(2) 就労移行支援事業利用者数

基本となる数値

平成25年度利用者	20人
-----------	-----

利用者数

	27年度	28年度	29年度
単年度実績	21人	22人	24人

(3) 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

年度	市内の就労移行支援事業所数	左記事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数
27年度	5 か所	2 か所
28年度	5 か所	2 か所
29年度	5 か所	3 か所

### 第3章 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み(活動指標)

地域の課題解決及び成果目標を達成するために、必要となるサービス提供量の見込みについて設定をします。

サービス利用者及び提供量の設定については、現在の利用者数、利用実績、ニーズ等を勘案して設定しました。

#### 1 訪問系サービス

##### (1) 訪問系サービスの概要

介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅の生活全般にわたる介護サービスを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援等を総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する場合、外出時に同行し、情報の提供や外出する際の必要な援助を行います。
	行動援護	知的障害又は精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、危険回避のための援護などを行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかで介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

##### (2) サービス見込量(1か月あたりの見込量)

		25年度実績	27年度	28年度	29年度
居宅介護	利用時間	942時間	920時間	930時間	940時間
	利用者数	44人	51人	52人	53人
重度訪問介護	利用時間	6時間	20時間	20時間	20時間
	利用者数	1人	2人	2人	2人
同行援護	利用時間	31時間	35時間	35時間	35時間
	利用者数	2人	3人	3人	3人
行動援護	利用時間	340時間	350時間	350時間	350時間
	利用者数	7人	10人	10人	10人
重度障害者等包括支援	利用時間	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0

## 2 日中活動系サービス

### (1) 日中活動系サービスの概要

介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。
	療養介護	病院などの施設で、おもに機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行います。
	短期入所	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を一定期間行います。
	就労移行支援	一般就労を希望する人に、必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

### (2) サービス見込量（1か月あたりの見込量）

※27年度から29年度までの利用日数は、見込んだ利用人数に22日を掛けた数値（短期入所を除く）で算出しています。そのため実績値とは相違があります。

例：就労移行 H25実績 20人・546人日分。H27見込み 21人…21×22日=462人日分

		25年度実績	27年度	28年度	29年度
生活介護	利用日数	2,067人日分	2,640人日分	2,640人日分	2,640人日分
	利用者数	107人	120人	120人	120人
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	37人日分	88人日分	88人日分	88人日分
	利用者数	3人	4人	4人	4人
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	86人日分	66人日分	66人日分	66人日分
	利用者数	7人	3人	3人	3人
就労移行支援	利用日数	546人日分	462人日分	484人日分	528人日分
	利用者数	20人	21人	22人	24人
就労継続支援 (A型)	利用日数	117人日分	352人日分	374人日分	396人日分
	利用者数	16人	16人	17人	18人
就労継続支援 (B型)	利用日数	2,106人日分	3,080人日分	3,080人日分	3,080人日分
	利用者数	123人	140人	140人	140人
療養介護	利用者数	11人	11人	11人	11人
短期入所 (福祉型)	利用日数	39人日分	90人日分	90人日分	90人日分
	利用者数	18人	21人	21人	21人
短期入所 (医療型)	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
	利用者数	0	0	0	0

### 3 居住系サービス

#### (1) 居住系サービスの概要

共同生活援助	地域において自立した日常生活を営むうえで、支援が必要な人に共同生活の場において、家事や相談等、日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所し、主として夜間における、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言等必要な日常生活上の支援を行います。

#### (2) サービス見込量（1か月あたりの見込量）

		25年度実績	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	利用者数	38人	43人	45人	47人
施設入所支援	利用者数	54人	51人	51人	51人

### 4 相談支援

#### (1) 相談支援サービスの概要

計画相談支援	自立した生活に向け、課題の解決や適切なサービス利用にむけた相談、支援やサービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人が地域における生活に移行するために相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	地域移行をした居宅で単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、相談その他必要な支援を行います。

#### (2) サービス見込量（1か月あたりの見込量）

		25年度実績	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	利用者数	36人	28人	28人	28人
地域移行支援	利用者数	0人	1人	1人	1人
地域定着支援	利用者数	0人	1人	1人	1人

### 5 障がい児支援

#### (1) 障がい児支援サービスの概要

児童発達支援	日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後または休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行います。



(2) サービス見込量（1か月あたりの見込量）

※27年度から29年度までの利用日数は、利用人数に22日を掛けた数値（入所支援、相談支援を除く）

		25年度実績	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	利用日数	0人日分	22人日分	22人日分	22人日分
	利用者数	0人	1人	1人	1人
放課後等デイサービス	利用日数	418人日分	550人日分	550人日分	550人日分
	利用者数	19人	25人	25人	25人
保育所等訪問支援	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
	利用者数	0人	0人	0人	0人
医療型児童発達支援	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
	利用者数	0人	0人	0人	0人
福祉型児童入所支援	利用者数	0人	0人	0人	0人
医療型児童入所支援	利用者数	2人	2人	2人	2人
障害児相談支援	利用者数	2人	3人	3人	3人

## 第4章 地域生活支援事業

須坂市では、障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や状況に応じた柔軟な事業を行う、地域生活支援事業を実施しています。

### 1 地域生活支援事業の内容

事業名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
相談事業	障がい者、障がい児の保護者又は介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行規則第65条の10の2に定める費用の全部又は一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備及び支援を行います。
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業等、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を支援します。
日常生活用具給付事業	自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター	障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	地域の実情に応じ、必要な事業を実施します。

## 2 実施に関する考え方と見込量及び見込量確保のための方策

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者の地域移行及び地域生活を支援するため、29年度までに実施をめざします。

見込量

種類	見込むもの	25年度実績	27年度	28年度	29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有

### (2) 自発的活動支援事業

当事者団体、地域住民が行う活動を支援するため、29年度までに実施をめざします。

見込量

種類	見込むもの	25年度実績	27年度	28年度	29年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有

### (3) 相談事業

須高3市町村が共同で、市内の相談支援事業所に相談事業を委託しています。29年度までに須高地域自立支援協議会、関係機関、須高3市町村で連携し、基幹相談支援センターの設置をめざします。

見込量

種類	見込むもの	25年度実績	27年度	28年度	29年度
相談事業					
障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	基幹相談支援センター設置の有無	無	無	無	有
相談支援強化事業	実施の有無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有

### (4) 成年後見制度利用支援事業

市長が行う成年後見等の申立ての際、該当する人に費用の助成をしています。見込み者数はありませんが、相談を基本に必要な人に事業を実施していきます。

見込量

種類	見込むもの	25年度実績	27年度	28年度	29年度
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	0人	0人	0人	0人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

関係機関と連携しながら、実施について検討していきます。

見込量

種類	見込むもの	25年度実績	27年度	28年度	29年度
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣を実施し、養成にも取り組んでいきます。手話通訳者設置事業は、引き続き福祉課に1名の手話通訳者を配置していく計画です。

見込量

種類	見込むもの	25年度実績	27年度	28年度	29年度
意思疎通支援事業					
手話通訳者等派遣事業	実利用見込み件数	151件	160件	160件	160件
手話通訳者設置事業	実設置見込み者数	1人	1人	1人	1人

(7) 日常生活用具給付事業

相談を基本に、必要な人に必要な用具の給付をしていきます。

見込量

種類	見込むもの	25年度実績	27年度	28年度	29年度
日常生活用具給付事業					
介護・訓練支援用具	給付見込み件数	8件	10件	10件	10件
自立生活支援用具	給付見込み件数	5件	7件	7件	7件
在宅療養等支援用具	給付見込み件数	6件	8件	8件	8件
情報・意思疎通支援用具	給付見込み件数	5件	7件	7件	7件
排泄管理支援用具	給付見込み件数	745件	750件	750件	750件
居宅生活動作補助用具	給付見込み件数	1件	1件	1件	1件

(8) 手話奉仕員養成研修事業

市内の手話サークルに事業を委託して実施しています。引き続き事業を実施し、手話奉仕員の養成に取り組みます。

見込量

種類	見込むもの	25年度実績	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数	15人	15人	15人	15人

(9) 移動支援事業

相談を基本に、引き続き事業を実施していきます。実施事業所の確保や質の高いサービス提供についても検討していきます。

見込量

種類	見込むもの	25年度実績	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	実利用見込み者数	72人	80人	80人	80人
	延べ利用見込み時間数	10,430時間	10,500時間	10,500時間	10,500時間

(10) 地域活動支援センター

市内のNPO法人に運営業務を委託して実施しています。引き続き事業を実施し、地域活動支援センターでの活動が社会復帰のステップとなるような活動を促進します。

見込量

種類	見込むもの	25年度実績	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用見込み者数	35人	35人	35人	35人

## 資料編

### ■ 須坂市の人口と手帳所有者（4月1日現在、単位；人）

	人口	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者手帳
平成 24 年度	52,244	2,193	364	370
平成 25 年度	52,396	2,187	364	446
平成 26 年度	52,084	2,156	367	405

（手帳重複者も含む）

### ■ 手帳所有者の年齢構成比

身体障害者手帳（単位；人）

	計	18 歳未満	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上
平成 24 年度	2,193	41	96	489	1,567
平成 25 年度	2,187	41	98	463	1,585
平成 26 年度	2,156	36	93	425	1,602

療育手帳（単位；人）

	計	18 歳未満	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上
平成 24 年度	364	82	137	120	25
平成 25 年度	364	76	149	112	27
平成 26 年度	367	88	157	97	25

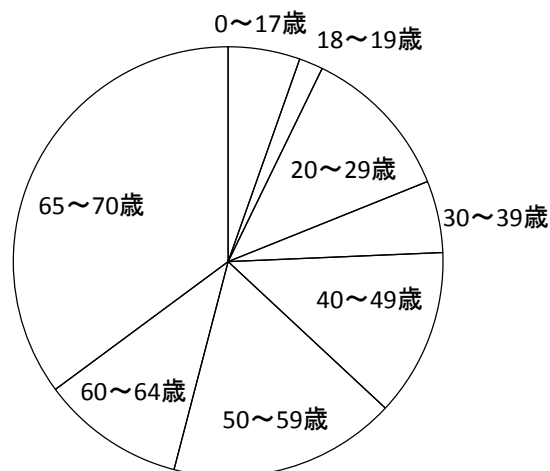
### ■ 須坂市第 4 期障がい福祉計画策定のためのアンケート結果

◇アンケートの対象者と回収率

70 歳以下の手帳所有者の中から無作為抽出により 250 名を対象に郵送により実施。  
112 名（有効回答 111 名）の方から回答（44.8%）

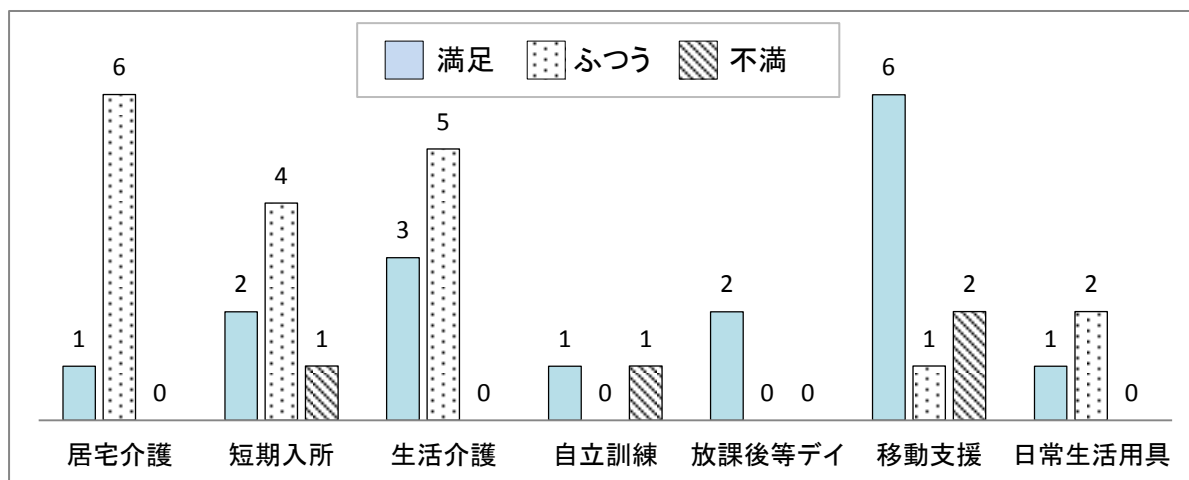
◇アンケート回答者の年齢

0～17 歳	6 人
18～19 歳	2 人
20～29 歳	13 人
30～39 歳	6 人
40～49 歳	14 人
50～59 歳	19 人
60～64 歳	12 人
65～70 歳	39 人

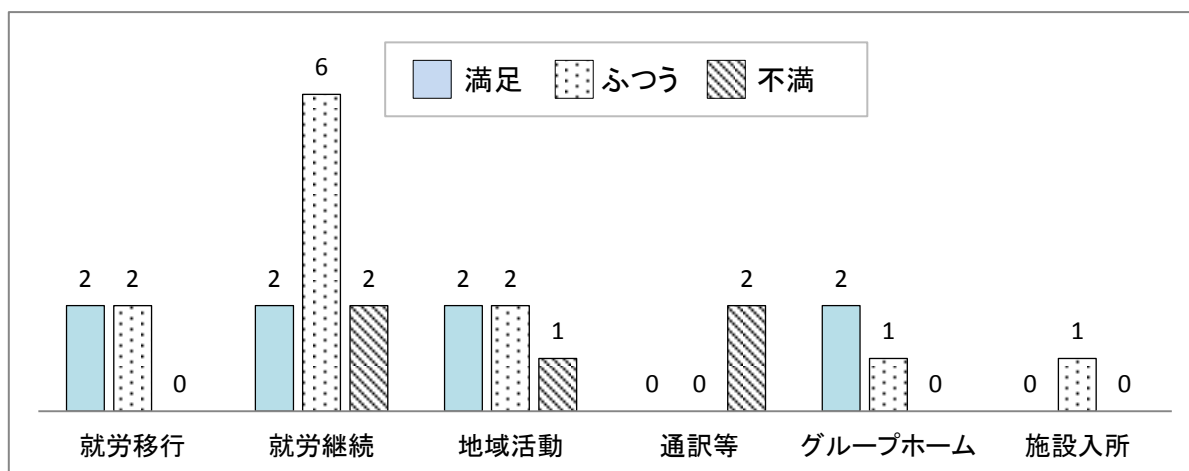


問 サービスの満足度について教えてください

1. 生活のためのサービス（単位；人）



2. 働くため、活動するためのサービス（単位；人）



【満足の理由】

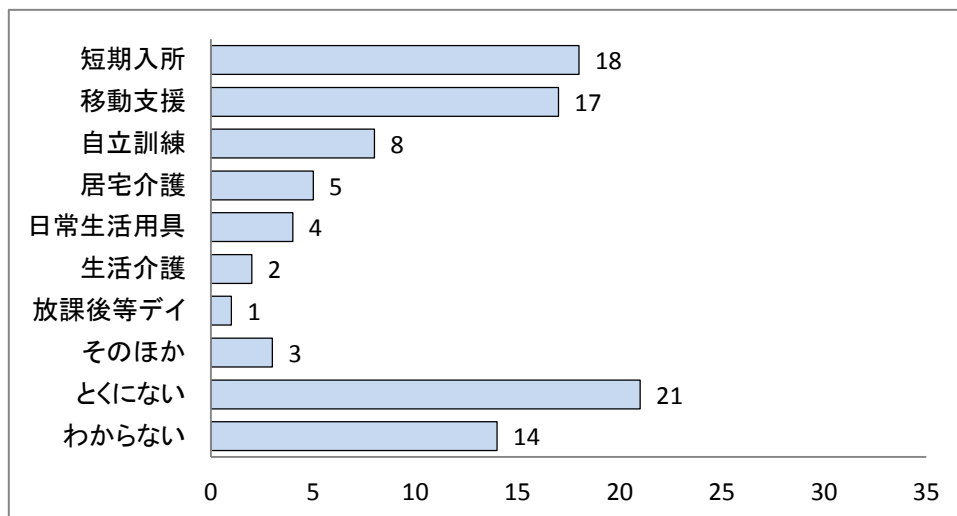
- ・ 本人が毎日楽しみに通い、おいしい食事をいただき、友達と楽しい時間を過ごせる場所があり、ありがたい。
- ・ 利用者の金銭的負担が少ないのにととてもよくみて頂いている。

【不満の理由】

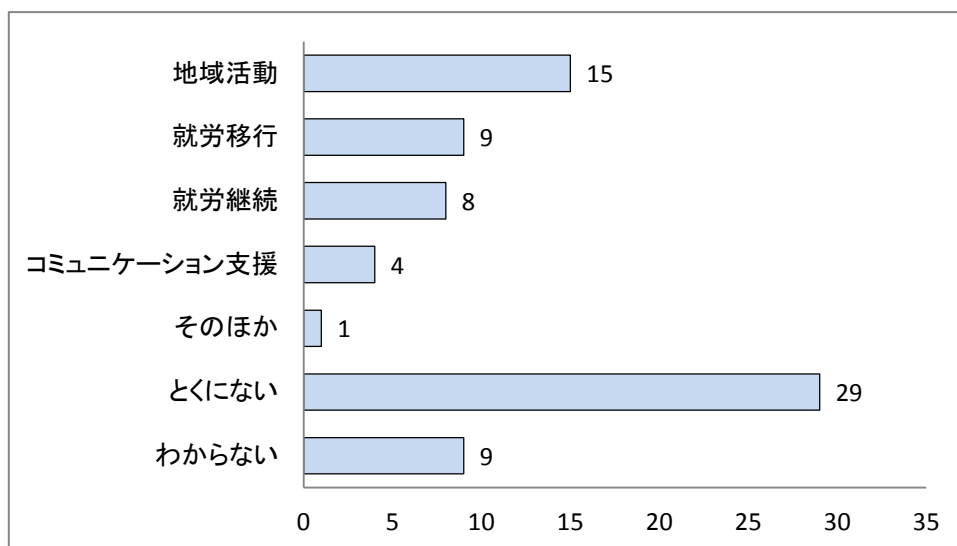
- ・ 個人の弱い部分についてしっかりとらえた援助をして欲しい。
- ・ 職員がよく変わる。きちんと希望を聞いてくれない。
- ・ 通訳者が少ない。養成のための支援がない。

問 これから利用したいサービスはありますか

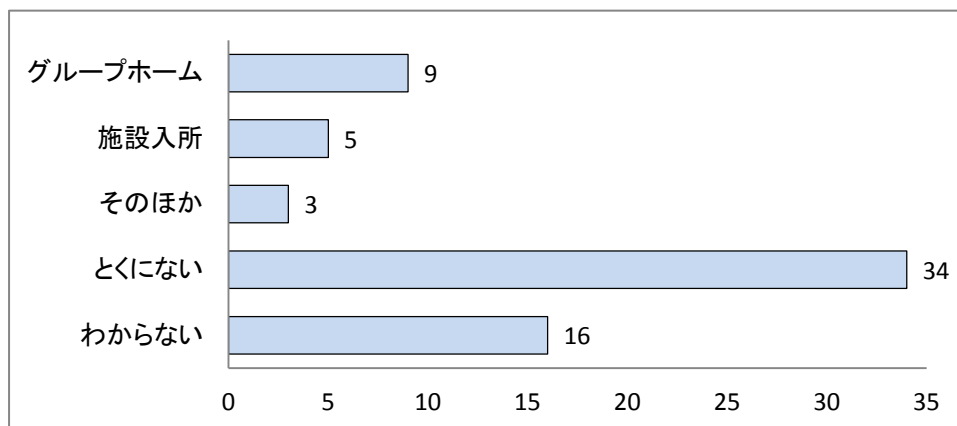
1. 生活のためのサービス（単位；人）



2. 働くためのサービス（単位；人）



3. 地域で住むためのサービス（単位；人）





■ 各サービス支援費の支出額

※平成 26 年度は、平成 27 年 2 月現在における支出見込額です。

(単位 ; 円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所	73,532,981	74,963,527	74,670,000
療養介護	33,457,567	43,258,848	44,300,000
生活介護	209,363,093	218,983,173	234,000,000
自立訓練	10,235,056	13,081,354	8,150,000
就労移行支援	111,662,533	50,331,561	36,300,000
就労継続支援 A 型	19,944,636	19,499,702	15,800,000
就労継続支援 B 型	113,791,440	173,132,510	198,380,000
居宅介護	53,524,895	55,465,954	55,305,000
重度訪問介護	227,250	151,170	728,000
行動援護	12,572,339	14,107,506	12,000,000
同行援護	391,950	676,250	690,000
短期入所	8,496,536	7,956,835	10,080,000
共同生活援助	47,695,794	48,029,293	54,500,000
放課後等デイサービス	1,737,912	3,593,520	10,116,000
児童発達支援	2,568	39,472	360,000
移動支援	18,690,786	17,964,172	16,264,000
日中一時支援	784,280	424,920	607,000

## 須坂市障害福祉計画策定等懇話会設置要綱

(設置)

第1 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定による須坂市障害者等長期行動計画(以下「行動計画」という。)及び須坂市障害福祉計画(以下「福祉計画」という。)の策定及び見直しにあたり、広く市民の意見を反映させるため、須坂市障害福祉計画策定等懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(任務)

第2 懇話会の委員は、福祉計画の策定及び行動計画の見直しに関し、意見又は提言を述べるものとする。

(組織)

第3 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 障害者支援団体及び障害福祉サービス事業者等の関係者

(2) 学識経験者

(3) 公募による市民のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4 懇話会の委員の任期は、福祉計画の策定及び行動計画の見直しが終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員が互選する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、懇話会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 懇話会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7 懇話会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

平成 26 年度 須坂市障害福祉計画策定等懇話会委員名簿

◎会長 ○副会長

(敬称略・順不同)

須坂市社会福祉協議会会長	◎ 植木 新一
須坂市身体障害者福祉協会理事長	○ 飯川 憲一(故)
須坂市はげみ会会長	黒岩 恵利子
須坂市手をつなぐ育成会会長	江部 勇(故)
須坂市精神障害者家族会ときわ会会長	樋口 妙子
障害者支援施設須坂悠生寮寮長	塩川 文俊
須坂市ボランティア連絡協議会会長	神屋 初枝
須坂市民生児童委員協議会障害福祉部会部会長	山浦 迪博
須高医師会会長	小池 清一
須高地域総合支援センター所長	今井 十詩子
ぶどうの家所長	中嶋 則子
すこう福祉会理事長	山口 長志
夢工房福祉会理事長	清水 千恵子
公募委員	木村 俊彦

第4期 須坂市障がい福祉計画

発行日 平成27年3月

事務局 須坂市役所健康福祉部福祉課障害福祉係

〒382-8511

須坂市大字須坂 1528 番地の 1 須坂市役所健康福祉部福祉課

電話 026-248-9003 FAX 026-248-7208

E-mail s-fukushi@city.suzaka.nagano.jp